

議案第254号

公立大学法人大阪市立大学定款の一部変更について

公立大学法人大阪市立大学定款の一部を次のように変更する。

別表 2 建物の表杉本学舎（本館地区）の項中

「

第11合同部室(2)	住吉区杉本3丁目	842.33
------------	----------	--------

」

を

「

第11合同部室(2)	住吉区杉本3丁目	842.33
旧図書館ポンプ室（平成23年7月除却）	住吉区杉本3丁目	3.72

」

に改め、同表杉本学舎（理工地区）の項中「理学部本館（1期）」を「理学部本館（1期）（平成25年1月除却）」に、「5,691.60」を「5,691.60（平成25年1月一部除却により現在は、3,090.96）」に、「理学部本館昇降機棟」を「理学部本館昇降機棟（平成25年1月除却）」に、「理学部倉庫」を「理学部倉庫（平成22年10月除却）」に、「理学部ボーリング資料庫」を「理学部ボーリング資料庫（平成22年11月除却）」に、「理学部動物舎」を「理学部動物舎（平成22年12月除却）」に、「理学部宇宙線観測室(1)」を「理学部宇宙線観測室(1)（平成26年4月除却）」に、「理学部宇宙線観測室(2)」を「理学部宇宙線観測室(2)（平成26年4月除却）」に、「理学部ポンプ室(1)」を「理学部ポンプ室(1)（平成22年11月除却）」に、「理学部ポンプ室(2)」を「理学部ポンプ室(2)（平成26年4月除却）」に、「理学部ポンプ室(3)」を「理学部ポンプ室(3)（平成26年4月除却）」に、「理学部磁気共鳴実験室」を「理学部磁気共鳴実験室（平成22年11月除却）」に改める。

## 附 則

この定款の一部変更は、総務大臣及び文部科学大臣の認可の日から施行する。

平成26年 5 月 2 日提出

大阪市長 橋 下 徹

## 説 明

本市が公立大学法人大阪市立大学に対し出資した資産の現況を明らかにするため、定款の一部を変更する必要があるため、地方独立行政法人法第8条第2項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 照)

(太字は改正)

公立大学法人大阪市立大学定款 (抄)

別表 (第25条関係)

- 1 省 略
- 2 建物

学舎	施設名等	所在	延べ面積 (㎡)
杉本学舎 (本館地区)	省 略	省 略	省 略
	第11合同部室 (2)	省 略	省 略
	<b>旧図書館ポンプ室 (平成23 年7月除却)</b>	<b>住吉区杉本3丁目</b>	<b>3.72</b>
	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略
杉本学舎 (理工地区)	理学部本館 (1期) (平成 25年1月除却)	省 略	省 略
	理学部本館 (2期)	省 略	5,691.60 (平成25年 1月一部除却により 現在は、3,090.96)
	省 略	省 略	省 略
	理学部本館昇降機棟 (平成 25年1月除却)	省 略	省 略
	省 略	省 略	省 略
	理学部倉庫 (平成22年10月 除却)	省 略	省 略
	理学部ボーリング資料庫 (平成22年11月除却)	省 略	省 略
	省 略	省 略	省 略
理学部動物舎 (平成22年12 月除却)	省 略	省 略	

	省 略	省 略	省 略
	理学部宇宙線観測室（1） （平成26年4月除却）	省 略	省 略
	理学部宇宙線観測室（2） （平成26年4月除却）	省 略	省 略
	理学部ポンプ室（1）（平 成22年11月除却）	省 略	省 略
	理学部ポンプ室（2）（平 成26年4月除却）	省 略	省 略
	理学部ポンプ室（3）（平 成26年4月除却）	省 略	省 略
	理学部磁気共鳴実験室（平 成22年11月除却）	省 略	省 略
	省 略	省 略	省 略
省 略	省 略	省 略	省 略

(参 考)

地方独立行政法人法（抄）

(定 款)

第8条 省 略

2 定款の変更は、設立団体の議会の議決を経て前条の規定の例により総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。ただし、その変更が政令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

3 - 4 省 略